

参考資料

1 国の情報通信施策の動向

政府は、平成13年（2001年）1月に、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」（IT総合戦略本部）を設置し、「e-Japan戦略」を策定することにより、全ての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できるための取組を開始しました。

ネットワークインフラの整備に重点を置いた施策を着実に進め、累次の戦略見直しを行い、平成25年（2013年）6月、新たなIT戦略（世界最先端IT国家創造宣言）を閣議決定しました。

ITの利活用に重点を移し、世界最先端のIT国家を目指して政策を推進する中、平成28年（2016年）12月に、国が官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するため「官民データ活用推進基本法」が公布・施行されました。これを受け、平成29年（2017年）5月に、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築する観点から「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定しました。平成30年（2018年）5月に、この計画は「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」として改定され、同計画に基づきPDCAを回しながら施策を推進しています。

2 県のこれまでの取組

（1）主なICT戦略・計画等

高度情報通信県みやぎ推進計画 （平成10年3月策定）	宮城県が高度情報通信県として、日本、世界を先導する地域になることを目指すもので、県が推進する14の基本構想からなる
みやぎマルチメディア・コンプレックス構想（MMC構想） （平成13年8月策定）	ITプラットフォームの形成を目指し、情報通信基盤の整備、人材育成の強化など仙台市域を中心にIT産業集積のための7つのプロジェクトを推進するもの
みやぎIT戦略 （平成13年12月策定）	県や市町村、県内産業経済界、県民生活にかかわる団体が中心になって展開すべきプロジェクトを明確にし、それぞれの立場でその着実な実現に取り組むための指針として策定 ※策定主体は、宮城県IT戦略会議（宮城県高度情報化推進協議会）
宮城県IT戦略推進計画 （平成13年12月策定）	県民のだれもが、ITを活用し創造・発信できる地域社会、IT化による活力豊かな地域経済を目指し、県が実施主体となって取り組む重点事項を明らかにした計画

電子県庁推進アクションプログラム (平成14年10月策定)	宮城県IT戦略推進計画に掲げる「電子自治体化の推進」の具現化に向け、県における電子自治体構築の基本方針を明示するとともに、緊急に取り組むべき当面の重点施策の内容、実施手順等を定め、その着実な実現を図るための行動計画として策定
みやぎ情報産業振興プロジェクト (平成15年11月策定、平成17年3月改訂)	県内の情報産業及び高度IT技術者の集積を図るため、平成17年度までに取り組むべき方向性を取りまとめたもの
宮城県IT戦略推進計画Ⅱ (平成16年3月策定)	宮城県IT戦略推進計画の策定から3年が経過し、社会経済情勢の変化への対応、国のe-Japan戦略Ⅱ、県の電子県庁推進アクションプログラムとの整合や緊急経済産業再生戦略との連動などの取組が必要になったことから、推進期間を2か年延長し策定
宮城県IT推進計画 (平成18年11月策定)	ITを取り巻くさまざまな動きや急速に進展する高度情報通信ネットワーク社会に対応するとともに、「宮城の将来ビジョン」の着実な実行を支える、本県の情報化に関する行動計画として策定
情報産業振興戦略 (平成18年11月策定)	情報産業の一層の振興を図るため、民間企業、関係団体、有識者等と綿密に議論や協議を重ねながら、産学官全体が共通の目的意識の下に策定
宮城県IT推進計画Ⅱ (平成21年2月策定)	真にITの恩恵が実感できる社会の創造、地理的情報格差（デジタル・ディバイド）解消、情報関連産業の重点的振興等に継続的に取り組む必要があることから、宮城県IT推進計画の目標・重点分野を継続し策定
宮城県情報システム最適化計画 (平成21年2月策定)	効果的かつ効率的なIT投資を行うことにより、情報システム関連経費の削減など費用対効果の向上を図ることを目的に策定
みやぎIT推進プラン2013 (平成23年2月策定)	「宮城県IT推進計画Ⅱ」で掲げる目標を継続し、情報化施策を総合的・計画的に推進するため、体系的に取りまとめた行動計画（アクションプラン）であり、「宮城の将来ビジョン」の着実な実行を支える行動計画として策定 「情報産業振興戦略」も、総合的な施策展開を目指して本プラン内に位置付け
みやぎIT推進プラン2013 (復興に向けた取組編) (平成24年11月策定)	宮城県震災復興計画の着実な実行に資するため、震災後の現状と課題及び復興への取組を追加拡充するために策定
みやぎICT推進プラン（2014～2016） (平成26年3月策定)	これまでの情報化推進の取組の成果と課題に基づいて今後の取組を体系的に取りまとめ、本県の総合計画「宮城の将来ビジョン」の着実な実行を支える行動計画として策定
宮城県情報システム最適化計画 (第2期) (平成26年11月策定)	情報システムの改修及び新規システムの構築の適正な実施に向け、情報システムの調達・運用・改修に関わる指針や方向性を定めたもの

(2) 本プランの策定経過

平成28年7月13日	宮城県ICT戦略推進委員会において前計画「みやぎICT推進プラン（2014～2016）」を引き継ぐ情報化推進計画を策定することについて審議
平成28年7月19日	宮城県ICT戦略推進本部において前計画を引き継ぐ情報化推進計画を策定することを決定
平成28年7月20日から 平成28年11月4日まで	事業実施各課室による新プラン案の作成
平成28年11月15日	宮城県ICT戦略推進委員会において中間案を審議
平成28年11月21日	宮城県ICT戦略推進本部において中間案を決定

平成28年12月13日	宮城県議会総務企画委員会において中間案を報告
平成28年12月14日から 平成29年1月13日まで	中間案を公表するとともに、パブリックコメント実施。意見・提案はなし 中間案について、県内市町村等関係機関の他、宮城県高度情報化推進協議会（17ページ参照）会員の学識経験者、民間団体及び企業に意見照会を実施
平成29年3月21日	宮城県ICT戦略推進委員会において最終案を審議
平成29年3月27日	宮城県ICT戦略推進本部において本プランを決定
平成29年4月	本プランを公表
平成30年5月28日	宮城県ICT戦略推進委員会において都道府県官民データ活用推進計画として本プランを改定することについて審議
平成30年6月4日	宮城県ICT戦略推進本部において都道府県官民データ活用推進計画として本プランを改定することを決定
平成30年7月24日	第1回宮城県官民データ活用推進計画策定懇話会
平成30年11月28日	第2回宮城県官民データ活用推進計画策定懇話会
平成31年1月15日	宮城県ICT戦略推進委員会において中間案を審議
平成31年1月21日	宮城県議会総務企画委員会において中間案を報告
平成31年1月21日から 平成31年2月20日まで	中間案を公表するとともに、パブリックコメント実施。意見・提案はなし。
平成31年3月18日	宮城県ICT戦略推進委員会において最終案を審議
平成31年3月25日	宮城県ICT戦略推進本部において本プランを決定
平成31年4月	本プランを公表

用語解説

- 1 **ICT** : Information and Communication Technology。情報通信技術の意味。これまで、IT (Information Technology) が同じ意味の用語として広く使われてきたが、ICTは情報ネットワークを活用したコミュニケーションの構築を重視する意味合いが強い。
- 2 **ブロードバンド** : 「ブロードバンドネットワーク」の略。高速で大容量の情報が送受信できる通信網。ケーブルテレビの回線や光ファイバーなどを利用する。広帯域通信網。
- 3 **ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)** : インターネット上で幅広いコミュニケーションを図ることを目的としたコミュニティ型ウェブサイトのこと。
- 4 **サイバー犯罪** : コンピュータ技術や電気通信技術等を利用した犯罪の総称で、主にインターネットなどのコンピュータネットワーク上で発生する犯罪を指す。
- 5 **I o T** : Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやりとりをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな価値を見いだす。
- 6 **ビッグデータ** : 利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS (全地球測位システム) から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。
- 7 **AI** : Artificial Intelligence。人工知能のこと。
- 8 **RPA** : Robotic Process Automation。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。
- 9 **AR** : Augmented Reality。拡張現実と呼ばれる。人が知覚する現実環境をコンピュータにより拡張する技術、またコンピュータにより拡張された現実環境そのものを指す言葉。
- 10 **VR** : Virtual Reality。コンピュータ上に人工的な環境を作り出し、あたかもそこにいるかのような感覚を体験できる技術。日本語では「仮想現実」あるいは「人工現実感」と呼ばれる。
- 11 **位置情報ゲーム** : スマートフォンなどの位置登録情報を利用したゲームのこと。
- 12 **キャッシュレス決済** : 物理的な現金 (紙幣・貨幣) を使用しなくても活動できる状態。キャッシュレス決済の主な支払い手段として、電子マネー、デビットカード、モバイルウォレット、クレジットカードがある。
- 13 **官民データ、官民データ活用推進基本法** : 平成28年12月に官民データ活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するために施行された法律。この法律において、官民データを「電磁的記録であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるもの」と定義している。
- 14 **情報リテラシー** : 情報機器やITネットワークを活用して、情報・データを管理、活用する能力のこと。
- 15 **オープンデータ** : 機械判読に適したデータ形式で、二次利用可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とすること。

- 16 **BPR** : Business Process Re-engineering。業務改革のこと。
- 17 **デジタルデバイド** : インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。
- 18 **GIS** : Geographic Information System。道路や建物などのデータに、各種情報をまとめて地図上に表示し管理するシステムのことで、視覚的かつ総合的な分析や表示が可能となる。
- 19 **ITS** : Intelligent Transport System。情報技術を用いて車両と道路を結び、交通事故や渋滞等の道路交通問題の解決を図る新しい交通システム。
- 20 **アクセシビリティ** : 情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能かを表す語。特に、高齢者や障害者等、ハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかということの意味する。
- 21 **コンテンツマネジメントシステム (CMS)** : 各コンテンツをデータベース化し、一元的に管理するシステムのことで、情報弱者の方がホームページにアクセスした際に妨げとなる恐れがある問題点をあらかじめシステムがチェックすることで、JIS規格で定められた基準をクリアしたコンテンツを作成することができる。
- 22 **アフィリエイト** : ネット広告の課金方式の一つで、Web ページやメールマガジンなどの広告媒体から広告主のWeb サイトなどへリンクを張り、閲覧者がそのリンクを経由して広告主のサイトで会員登録したり商品を購入したりすると、媒体運営者に一定の料率に従って報酬が支払われる方式。
- 23 **フィルタリング** : 一定の条件に基づいてデータなどを選別・排除する仕組みのことを指す。ここでは、青少年保護などを目的として、インターネット上にある性的あるいは反社会的な情報を含んだサービスやサイトを一定の基準に基づいて選別し、青少年の利用する携帯電話やWeb ブラウザから閲覧できないようにするシステムやサービスなどのこと。
- 24 **LAN** : Local Area Network。企業、学校、家庭内など限定された場所において構築されるコンピュータネットワークのこと。
- 25 **輻輳** : 電話やインターネットの回線の処理能力を超えるほどに利用が集中し、つながりにくくなること。
- 26 **Wi-Fi** : ワイファイ。米国の業界団体ワイファイアライアンスの認定を受けた無線LANの規格。国際標準規格 IEEE802.11 による相互接続が保証される。日本では、無線LANの俗称として使用されることがある。
- 27 **アイデアソン** : アイデア (idea) とマラソン (marathon) を合わせた造語で、特定のテーマについてグループ単位でアイデアを出し合い、それをまとめていく形式のイベント。
- 28 **ハッカソン** : ハック (hack) とマラソン (marathon) を合わせた造語で、一定期間集中的にアプリケーション開発などの共同作業を行い、その技能やアイデアを競うイベント。
- 29 **OJT** : on the Job Training。職場において行われる、実際の仕事を通じた職務上の教育訓練のこと。
- 30 **組み込みソフトウェア** : 情報機器や家電製品、自動車などに搭載されている、特定の機能を実現するためのコンピュータシステムの総称。専用のソフトウェアとハードウェアで構成されることが多い。
- 31 **コールセンター** : 企業等において顧客への電話対応業務を専門に行なう施設のこと。
- 32 **BPO** : Business Process Outsourcing。業務の一部を外部の専門業者に一括して外部委託すること。

- 33 **テレワーク**：ICTを活用して、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方。企業等に勤務する被雇用者が行う雇用型テレワーク（例：在宅勤務，モバイルワーク等での勤務）と個人事業者・小規模事業者が行う自営型テレワーク（例：SOHO，住宅ワーク）に大別される。
- 34 **デジタルマーケティング**：動画やWEBサイト等へのアクセス履歴などのデータを収集・分析し，プロモーション対象者の絞り込みや商品・サービスの企画への反映など，繰り返しマーケティング活動に活かす手法。
- 35 **第4次産業革命**：2010年代現在，デジタル技術の進展と，あらゆるモノがインターネットにつながるIoTの発展により，限界費用や取引費用の低減が進み，新たな経済発展や社会構造の変革を誘発すると議論されている。
- 36 **行政手続オンライン化法**：行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）。
- 37 **マイキープラットフォーム**：マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空き領域及び公的個人認証サービスで，公的機関だけでなく，民間も活用できる）を活用して，マイナンバーカードを公共施設や商店街等に係る各種サービスで共通に利用するための共通情報基盤のこと。
- 38 **地域経済応援ポイント**：マイナンバーカード1枚で全国の公共施設，商店街等の利用を可能とするマイキープラットフォームを構築し，併せて，民間事業者（クレジットカード会社，航空会社など）のポイントを地域経済応援ポイントとして地域商店街などで活用できる総務省が推進する仕組み。
- 39 **L GWAN**：Local Government Wide Area Network。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し，地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化，情報の共有による情報の高度化を目的とする，高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワークのこと。
- 40 **WAN**：Wide Area Network。複数のLANを広範囲で相互接続した広域通信網。霞が関WANは各省庁の庁舎内ネットワーク（LAN）を結ぶ省庁間ネットワークのこと。
- 41 **特定個人情報データ標準レイアウト**：特定個人情報ごとに情報提供者，データの定義，特定個人情報を使用する事務手続との対応を整理したもの。情報連携する特定個人情報の詳細な内容が把握できる。
- 42 **CALS/EC**：Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerce。公共事業支援統合情報システムの略称で，公共事業に関するさまざまな情報を電子化して情報を共有化するシステム。
- 43 **CAD**：Computer Assisted Drafting。コンピュータを用いた製図システム。図面作成等において編集が容易で，データ化により設計作業における効率化や正確さの向上等を図るもの。
- 44 **ASP**：Application Service Provider。インターネットを通じてアプリケーション等のサービスを提供する事業者のこと。L GWAN-ASPは，L GWANを利用したサービスで，自治体間による共同利用が可能になる。
- 45 **自治体情報セキュリティクラウド**：マイナンバー利用事務系において端末からの情報持ち出し不可設定等を図り，住民情報流出を徹底して防止するとともに，マイナンバーによる情報連携に活用されるL GWAN環境のセキュリティ確保に資するため，L GWAN接続系とインターネット接続系の分割等を実施するもの。また，都道府県と市区町村が協力して，高度な情報セキュリティ対策を講じるためのもの。
- 46 **情報セキュリティポリシー**：組織内の情報セキュリティ方針，体制，対策等を包括的に定めたもの。

- 47 **i-BCP** : information-Business Continuity Plan。情報システムに係る業務継続計画。地震等の災害や事故時においても、情報システムに係る業務を中断させず、中断してもできるだけ早く復旧させるための計画。
- 48 **自治体クラウド** : クラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。
- 49 **EBPM (Evidence Based Policy Making)** : 統計データ等の客観的証拠に基づく政策立案のこと。
- 50 **地域経済分析システム (RESAS)** : 経済産業省及び内閣官房 (まち・ひと・しごと創生本部事務局) が運営する、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のビッグデータを集約し、可視化するシステム。 <https://resas.go.jp/>

出典 : 「平成30年版情報通信白書」 (総務省) より作成

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd101100.html>

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd132320.html>

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd261100.html>

「平成29年版情報通信白書」 (総務省) より作成

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/html/nc120000.html>

「平成28年版情報通信白書」 (総務省) より作成

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nc252110.html>

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/pdf/n1100000.pdf>

「平成27年版情報通信白書」 (総務省) より作成

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/html/nc122000.html>

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/html/nc231130.html>

licensed under CC-BY 2.1 JP <http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>

宮城県震災復興・企画部情報政策課

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL:022-211-2471

FAX:022-211-2495

e-mail:johor@pref.miyagi.lg.jp

URL:<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyoho/>
